

令和４年度 第２回丹波市介護保険事業運営協議会 会議録

日時	令和４年１１月２４日（木） 午後２時 ～ 午後３時３５分
場所	丹波市役所第２庁舎 ２階ホール
参加者	馬場会長、八木委員、中川委員、小椎尾委員、小松委員、國光委員、舟橋委員、上月委員、吉見委員 計９名出席 （欠席：細見副会長、須藤委員、福井委員、谷委員、荒樋委員、斉藤委員）
会議内容	１．開会 ２．あいさつ ３．報告事項 （１）介護保険サービス事業所の指定更新申請について・・・・・・・・・・ 資料No. 1-1～1-7 （２）福祉事業所への原油価格高騰対策補助金について・・・・・・・・・・ 資料No. 5 ４．協議事項 （１）高齢者保健福祉計画及び第９期介護保険事業計画策定に係る一般高齢者、 要介護（支援）認定者対象の基礎調査等について・・・・・・・・・・ 資料No. 2-1～2-3 （２）高齢者外出支援事業の見直しについて・・・・・・・・・・ 資料No. 3 （３）保健福祉事業について・・・・・・・・・・ 資料No. 4 ５．その他 （１）令和４年度 第３回運営協議会開催について ６．閉会

１．開会

【事務局】

（資料の確認）

それでは、只今より令和４年度第２回丹波市介護保険事業運営協議会を開会させていただきます。ご案内いたしましたところ、お忙しいところ、お集まりいただきましていただきありがとうございます。本日は、須藤委員、細見委員、福井委員、斉藤委員、荒樋委員、谷委員の６名の欠席をお聞きしております。また、舟橋委員は所用のため、１５分程度遅れる旨をお聞きしております。この協議会、１５名の委員のうち、９名の出席をいただいております。丹波市介護保険事業運営協議会規則第５条第２項の規定により委員の１／２以上の出席をいただいておりますので、只今より開会させていただきます。本協議会は公開となっておりますので、会議録をホームページで公開させていただきます。録音をさせていただきますのでご了承ください。

それでは、２．あいさつです。馬場会長、よろしくお願いします。

2. あいさつ

【会長】

本日は、お忙しい中お集りいただきありがとうございます。今日も沢山の報告と協議事項があるということですので、このまま始めていきたいと思います。お願いします。

【事務局】

それでは、会長、引き続き進行をよろしくお願いします。

【会長】

それでは、報告事項に入ります。（１）介護保険サービス事業所の指定更新申請について、事務局より報告をお願いします。

3. 報告事項

【事務局】

資料No.1-1 から 1-7 の説明

【会長】

ただいまの報告について、ご質問のある方はいらっしゃいますでしょうか。

【委員】

資料 1-6 と 1-7 の認知症対応型共同生活介護、(1-7 は丹波)篠山市にあるので、同じような申請をされるのでしょうか。

【事務局】

そうです。丹波篠山市に事業所がありますので、同様に申請されています。

【委員】

(丹波)篠山市にされて、(1-7 の事業所なら)中町にもされるのでしょうか？

【事務局】

保険者が異なりますので、それぞれの市町に申請されます。

【委員】

通常の保険者がやるということでしょうか。

【事務局】

地域密着型サービスは、基本的に(事業所がある)地域の中で展開するのが通常ですが、サービスを受ける保険者(自治体)の同意を得られれば、他市町の被保険者でもサービスを受けることが可能です。

【会長】

他はないでしょうか。

それでは、（２）福祉事業所への原油価格高騰対策支援補助金について、事務局より報告をお願いします。

【事務局】

資料№. 5 の説明

【会長】

只今の報告について、ご質問はありますか。

【委員】

継続して事業が実施されるとのことです。有難いことだと思います。日本全国のことだと思います。単価はこれまでの事業と継続分は同じなのかということと、（資料）２の事業実績にある対象事業所が 216、申請された分を引くと 30 くらいが未申請です。周知はされていると思いますが、約 15%（の事業所）は補助金はいらぬという判断でいいのでしょうか。

【事務局】

単価は、前回と同じ単価で設定しています。変更になるのは期間のみと考えられればと思います。事業実績ですが、10 月末を締め切りとしておりまして、提出されていない事業所については、全事業所に電話連絡し、説明のうえ申請を促しましたが、今回は辞退しますとの返答があったのが残りの事業所になります。

【会長】

他にございますか。委員お願いします。

【委員】

約 30 事業所が手を上げなかった訳ですから、それなりの理由があると思うんです。中には申請が難しかったりとか役に立たなかったとか、行政が把握されている 30 事業所の申請されなかった理由は大まかには分かっているのでしょうか。

【事務局】

全事業所へ電話連絡し説明しましたが、詳しい理由までは話されませんでしたので、把握しておりません。中にはお話があったように補助金と事務の内容が釣り合わないところもあると推測しております。今回の継続の事業につきましては、かなり時間がタイトであったので、いただいた意見は検証させていただいたのですが、反映させていくのは難しかった面があります。今後も国の交付金が交付される場合には、新しい補助を考えていきたいと思いますので、その際にいただいたご意見は必ず検証・検討はさせていただいて、できるだけ反映できるようにしていきたいと思います。

【会長】

他にご質問はありますか。

協議事項に入ります。

高齢者保健福祉計画及び第9期介護保険事業計画策定に係る一般高齢者、要介護(支援)認定者対象の基礎調査等について、事務局より説明をお願いします。

4. 協議事項

【事務局】

資料No.2-1～2-3の説明

【会長】

只今の説明について、ご質問やご意見はございますか。

【委員】

調査対象について、無作為抽出になっていますが、要介護認定者と一般高齢者を分けていますね。要介護認定を受けている人1,500人を対象にするのですが、実際に要介護認定者は何人いるのか、一般高齢者3,200人を対象にするのですが65歳以上の高齢者は何人になるのか、それぞれ何パーセントの人を対象にしているのか、知りたいのですが。

【事務局】

要介護認定者につきましては、現在約4,400人おられます。概ね3割強の方を対象とするものです。一般高齢者(65歳以上)の方は現在約21,000人おられます。国の指針としまして、日常生活圏域ごとに400人の調査結果を必要としています。丹波市としましては、前回の3年前の一般高齢者対象の調査時の回答率が80.3%で概ね8割の方が回答いただけております。概ね3圏域で1,500人程度になるということで、要介護認定者につきましては、8割の回答率を踏まえまして3圏域で1,500人を予定しております。

【委員】

調査に、介護認定を受けている方でも要支援と要介護それぞれに段階がありますが、それぞれの段階によって相当思いは違うので、特定の段階が多くなることのないよう、段階をうまく網羅したような抽出ができるのか聞いておきたいのですが。

【事務局】

抽出の方法ですが、12月1日現在の一般高齢者の名簿で無作為で抽出します。要介護認定者は市で介護度等は把握できますので、できるだけ偏らないように抽出します。

【事務局】

調査の精度を上げるために150人分は実際に職員が訪問させていただいて面会で聞き取り調査をします。コロナ禍で難しい面もありますが、ご協力をいただいてより実態把握に努める予定です。職員2名で聞き取りを行いますので、正確な実態把握ができると考えます。

【会長】

他にご質問はございませんでしょうか。

【委員】

新聞報道ではでしか分かりませんが、9期(計画)に向け年内に厚生労働省の社会保障審議会介護保険部会が一定の方向性を出そうと来年度の法改正を考えています。相当大的な問題になっていますが、調査の対象者も含めて、市民はどこまでどうなっているかというのが良く分からない。行政は決まっていなければ分からないと思うのですが、殆どの議論の材料は財務省の財政審議会から出ていて介護保険についての議論について、厚生労働省から色々と提案がありますが、国民の反対があって先送りになったという例が続いています。西暦2000年に制度が始まってから考えても、今度の9期では相当大胆な、史上最悪と言われる大改悪のようですね。これは一定のニーズを掴む調査ということなのですが、その内容を知らせてあげる必要があるのではないかと思います。もともとは自宅で介護する、いわゆる家庭介護の負担を減らそうというのが保険制度の出発点だったと思うのですが、家庭介護がまた戻ってくるという心配が全国的にもされています。東京にある国会のロビーなど毎週のように集会とか学習会、抗議行動が行われてきている報道を見ますので、それらについて決まるまで見ているしか仕方ないという訳にはいきません。今こんなことが問題だと「そうなった場合にあなたどうしますか?」という意味の設問が本来必要なのではないかと思います。市独自の設問も含めて作られていて、これはこれなりに意味があると思いますが、調査結果の集約が来年2月には業者によってされるということなので、時間的に決まっているという面はありますが、9期に向けての大改悪、まさに史上最悪と言われているこの内容は皆さんに知らせる必要があると思うのですが、どんな見解をお持ちでしょうか。

【事務局】

9期計画において、大きな制度改革があるというのは新聞報道で毎日のようにされています。それはある程度お見込みとおりの面はあると思います。制度発足当初から振り返る時にこれほどに給付費が伸びていくということは国も想定していなかったというのが一番の問題になっています。高齢者数はピークを過ぎて減少傾向にあるものの後期高齢者が相当増えており、前回の調査でも住み慣れた家で生活していきたいという方が圧倒的にいらっしゃる訳です。丹波市として計画策定を進めるうえ重視していきたいと考えておりますのは、それを実現するために行政として何をしていくべきか、事業展開するべきかというのが重要になりますので、市としましても給付費の抑制を目指していく必要がありますが、それに資するような事業展開、真のニーズがどこにあるのか、ということに焦点を当てて進めていきたいと思います。今お話しがありましたように給付費の動向が制度の存続において危機的な状況にあるのは間違いありません。社会保障も介護だけでなく、年金・医療もかなりメスが入っていますので、介護の分野も先ほどの在宅介護実態調査においてどれだけ介護の社会化が進んでいるかの指標にもつながる調査として実施し、委員のおっしゃるような内容は今後行政としましても市民の方に周知していきたいと思います。調査結果をどのように計画に反映していくか、国も有識者の方々に報告して意見を踏まえて計画策定に反映することを強く求めています。あくまでも保険者の考え方だけではなくて幅広く意見を集約したうえで中身のある計画にということは、国が指針として示していますので、先ほどのお話も踏まえましてどのように計画に盛り込むか、来年度につきましては6回の運営協議会の開催を予定しておりますので、今後調査結果や計画の骨格をお示しする中で、それぞれの意見を踏まえながら反映していければと考えております。

【委員】

ニーズを掴むということで、その範囲での調査ですから困難でしょうけども、大変な改悪が上から決まってくる以上は仕方がないという思いがあると思います。8期の時も例えば介護用品の給付事業も大きく落ち込んでいます。そのことがどういく影響をもったか、給付を受けていた人からすれば、やむを得ないという側面と同時になんていうことをするのかという思いがない訳ではないと思います。今後の段階になると制度そのものから考えても要支援はもちろん要介護1、2も全部介護保険から外して総合事業に回してしまおうという意向のようですね。結局は利用料と保険料に色んな問題を被せようと、気になるのは大きな対立を作り出していると思うんですよ。昔からそうなんですけども、給料生活者と利用者との間では、公務員はうまい説得と楔を打ち込んでくると。今度もケアプランの作成を有料化し、自己負担を求めると言っている。これまでは公正忠実に行こうとしていたのにお金をとるということになる、ケアマネジャーと利用者の間にはどうしても溝ができると思います。現場を混乱させたり苦勞させたりする形になって、分断を持ち込む形になる。介護給付は公的支援、負担は一元にしろということで若い人と年寄りを分断する。結局負担はどんどん増えるし、サービスはどんどん削るしという組み立てになる問題をみんなで真剣に考えないと、この話はこの程度と思いますが、大変深刻な事態が起こっているということを該当者の人にも知らせる必要があると思います。

【事務局】

ご意見、ありがとうございます。委員のお話のとおり、要支援1から要介護1・2の問題、ケアプラン作成の有料化の問題は第8期の計画を策定する時から国の審議会では議論されており、前は先送りになった経過があります。それは改正の時期が今ではないという国の判断があったうえで、また今回同じことが議論されているということです。介護保険制度を廃止する訳にはいきませんので、これから先に私達が高齢者になっても、制度を使い続けて安心して生活できる制度を維持するために、これまでと同じような給付、同じような方法で運営していくということはやはり難しいです。支える側は半分になり、財政も人員的にも厳しい、そんな中でどうやっていけばこの制度を続けていくことが出来るのかということを国も真剣に考えています。それを受けて私達はニーズ調査で市民の方がどのようなことを考えておられるのか、どういうことをしていけば健康で過ごして頂けるのかについて、調査をしながら国からの制度の改正と丹波市がそれを受けてどうしていかなければならないかという策をたてていくというのを来年度皆さんと一緒に行っていきたいと考えています。今回の調査につきましては、まずは市民の皆さんの状態を知るということを目的としていることをご理解いただければと思います。計画の内容につきましては、来年度国からの情報が届き次第、会議でお伝えさせていただいてそれに対する協議もさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

【委員】

皆さんにも厚生労働省の介護保険部会で議論されている7つの論点、何を問題しているかということとを新聞から切り抜いた範囲でしか分かりませんが、大変なことになっているという思いですから知らせる方がいいのではないかと考えています。ほんとに7つの論点は深刻な問題だと思います。どこまで具体化されるか分かりませんが、

【事務局】

市としましては今後についての危機感は、色んな会議の中で担当職員から情報発信はさせていただいております。

ただ、具体的にこうなるかどうか分からない点につきましては、利用者の方々の不安を煽るようなことは避けたいという面もありますので、具体的な話はしておりませんが、人口の動向でありますとか給付が増えている状況を担当職員より市民の方へお知らせしております。今後も市民の方と一緒に考えていく姿勢は変わりませんので、職員も思いはもちながら取り組んでいきたいと思っています。

【委員】

この資料をコピーして配布してもらえれば。

【会長】

ありがとうございます。

【事務局】

次回の運営協議会において、具体的な計画の策定スケジュールや国の動向等は説明させていただきます。要介護1・2の方の国の動向を見ますと地域に通いの場を作って普及させるとなっていますが、想定どおりに浸透していない状況は国も承知しています。国の審議会の委員さんからもそういった指摘はかなり上がっている状況ですので、それを検証した結果として、今のところ移行が決まっている訳ではなく、まだ議論の真っ最中ですので、今後注視しながら進めていくことになります。今後、動向はおつなぎさせていただきます。

～事務局より、委員から提供された資料の配布あり

【会長】

他に質問のある方はいらっしゃいますか。

【委員】

委員さんから、沢山ご質問やご意見がございましたが、このアンケート調査も含めて、いわゆる高齢の方々に平等に対応できるように、これまでもそうだったと思いますが、今後もお願いしたいのと、追加資料について説明がありましたが、介護保険事業者実態調査が来年6月にありますが、介護保険事業の今後を見ると高齢者がどんどん増えていきます。利用されないのが一番良いのですが、そうもいかないということで、収支がなかなか思わしくない芳しくないという事業所もあると思います。利益の上がっているところもあるかと思います。収支が単年度で結べないことがあった場合に、9期計画の中に丹波市の施策としては財源も含めて取り上げることが可能でしょうか。事務局から説明がありましたように国の制度としての補助はあります。プラス丹波市の姿勢として財源の手当でも含めて支援しますと9期の中に取り入れていただけたら介護保険事業所も心強いと思うのですが。社会福祉法の条文に行政の施策としての支援があると思います。国の施策プラス丹波市独自の福祉支援をやるというようなことが9期の中に載せられないかと委員の意見をお聞きながら思いました。

【事務局】

介護保険は保険制度ですので、高福祉高負担となりますと介護保険料にも影響することになります。調査においては、サービスとしてどれだけ必要になるのかも具体的に聞かせていただきますし、

これまでの調査でもサービスを充実させることによる介護保険料の引き上げを容認されるのかを確認させていただいたところです。報酬として事業所が得られる単位数は全て国が決めている状況ですので、市が改定や任意に設定するというのは基本的に難しいです。できることは必要な人が必要なサービスを受けられる体制を整えることを大前提として考えていかなければならないと思います。訪問系サービス事業所は、事業を休止または廃止されるケースが今年度相次いでいる状況にあり、介護人材の不足がひっ迫しています。先ほど説明しましたように 2025 年になりますと支える側の人数が 1.2 人になる試算もあり、1 人の現役世代が 1 人の高齢者を支えていかなければならないのが目前に迫っている状況です。そんな状況にあって現行と同じ水準のサービスを提供し続けることはかなり難しくなってきます。今ある資源をいかに有効に活用していくか、限りある人材をいかに現場で必要な人に届けていくかに軸足を置かざるを得なくなります。サービスを充実するための財政の拡大という視点は難しいと思います。9 期計画においては、これまでと異なる要素がかなり入ってくると思われますので、委員の事業所の支援は難しいところです。待遇もしっかりですが、事業所が考えておられる課題は、来年 6 月の調査でも明らかになってきますので、その結果に基づいて保険者として取り組めるところは検討していく、国の制度等によるところは国や県等の団体に働きかけていくことも可能ですので、それぞれの役割分担のもとに議論を整理していくべきだと思います。保険者として何をすべきかというところは、事業所向けの事業の展開も必要ですので、今後運営協議会の意見も踏まえながら考えていきたいと思います。今のところ、具体的なことは申し上げられませんが、今後色んな課題を整理する中で具体的にできるところは検討していきたいと思います。

【委員】

今、事務局の説明にあったのは 2025 年問題になると思います。1 人の高齢者に対して支える人が 1.2 人になるとかということだと思いますが、自分自身に置き換えて考えた時に私が昭和 40 年代後半生まれなのでいわゆる団塊ジュニア世代になるのですが、今の団塊世代の方は団塊ジュニア世代が支える、単純に言えばそういう構図ができているんですが、団塊ジュニア世代が高齢者になった時に支える人がいません。少子化が進んでしまっているのも、もしかしたら、1 人対 1.2 人どころか、1 人対 0. 何人という状況にならざるを得ないので、サバイバルだと思っています。子供が増える訳でもないですし、もう避けられない状況になることを考えて、逆に市民側も制度に頼るという考え方では到底やっていけないので、行政からすれば言いにくいと思うのですが、少しずつでも制度に頼らずに自立に向けて自分の力で創意工夫して生き延びていく、心身ともに豊かな暮らしにつながるように創造していく方向に市民みんなが進んでいく発想に向いていかないといけないと思います。2040 年頃にはそういう価値観ができていないといけないと思いますので、制度に頼らずに行政から与えるのではなく、市民の側から創造していくことに対して、例えば 5 %でも 10 %でも補助を出すような形での行政の関わりの支援策ができればいいと思いますが、それは時期尚早なのでしょうか。

【会長】

事務局、お願いします。

【事務局】

お話のとおり、やはり制度には限界があります。今も介護予防事業、生活支援体制整備事業等で地域の中で高齢者を、高齢者に限らずそれぞれの地域の住民を支えあう活動をしています。そういつ

たことも含めまして、今度の計画には今いただいたような、介護予防に対しての施策、市からのバックアップ等も含めながら考えていきたいと思います。

【委員】

昔は一人を10が支えていましたが、それが段々と減って今0.何人になると言われています。私は一人が支える側も一人になってもあるいは0.5人になっても、現役世代の生活水準が上がれば可能な話であると思います。そういうところに国民が巻き込まれて、これからは一人で二人の親を介護しなければならない、というような論法を出してくる傾向はこれからも続くと思います。いわゆる若い世代の生活力が段々と落とされている状況でそういう問題が起こります。以前の生活水準が低かった時には長男が両親を支える組み立てが当たり前になっていた時代がありますが、もちろん生活レベルが全然違いますから、色んな論法が出されるところに対して楔が打ち込まれるのを見抜く力を我々も持っていないといけないと思います。

【事務局】

議論の中身がすごくスケールの大きいことになっていて、なかなか議論も終を見ることがありませんが、そういった大局的な見方をしつつも、市としましては市民にとって何が一番必要なのかという視点は変わりません。先ほどの2025年問題は全国水準からしますと丹波市は15年先を進んでいますので、数値的には2025年ではなくて国の2040年の姿に重なってきます。それが予測どおり以上に進んでいる一つが一人を1.2人が支えるという数字に表れている。委員のおっしゃることはもちろんなのですが、高福祉高負担という考え方はなかなか通用しなくなっているのが事実です。丹波市の身の丈に合う事業としてそのようなことが必要なのか、できるのか、ということに主眼を置いて先ほど意見がありましたように経済的支援、健康な高齢者も多くいらっしゃいますので、そういった方々にいかにサポートに回っていただくかも重要になってくると思います。そのようなところにもっとPRしていくべきだと思いますし、60代の方は経済的・時間的に一番余裕のある世代だと思いますので、そのような世代にも響く事業展開を考えていきたいと思います。

【委員】

長々とここで議論するつもりはありませんけども、今、国において一番深刻になってきているのは、5年間で5兆円の軍事費を増やさなければならない、その5兆円をどうしてつくるか、どこを削るか、で介護保険を削ろうと一生懸命やっているんですよ。だから軍事よりも年金や介護でないかというのが僕らの思いです。そんなところに5兆円も出そうと言うのなら、アベノミクス以来150兆円の内部留保を大企業は持っている。これを取り崩させないとダメということで色々な提案をしているのですが、そんな議論をすると大きな話になってしまいますので、丹波市の小さい範囲でものを考えようとするとうとう限界が出てきます、分断の論理を一つ一つ破っていくようなそんな議論の場が必要だなという気がしています。

～発言後に回答を求めるものでないことを示唆

【会長】

では、次に進んでいきたいと思います。（2）高齢者外出支援事業の見直しについて、事務局より説明をお願いします。

【事務局】

別紙No.3の説明

【会長】

何か質問のある方(はいらっしゃいますか)。

【委員】

実績人数で年度によって大きな差がありますが、これはどういうことでしょうか、実績も含めて。

【事務局】

今回、課題としておりまして制度を順に見直している関係で令和3年度はタクシー券とバス券が選択できる制度でした。令和4年度からはタクシー券を選択できず、バス券のみ市島地域のみデマンド券が選択できる制度に変更したところ、申請者数が激減しましたので、新しい制度をまた見直しで提案させていただくこととしました。

【会長】

では、次に(3) 保健福祉事業について、事務局より説明をお願いします。

【事務局】

資料No.4の説明

【会長】

何か質問のある方ははいらっしゃいますか。

【会長】

2年くらい前にこのことについて、質問をしたことがあったのですが、まず単身の方が同じように生活されているのに家族がいないので給付を受けられないことに違和感があるということで、しかも給付は家族に対してなのに利用者の負担は本人に対してということもありまして何かちょっと違和感があるのでということで、8期の計画書107頁では「家族に対して」という文言が消えていて、ほっとしていたのがまた戻ってきたのがなぜかなというのが質問です。

【事務局】

計画にも記載させていただいておりますが、家族介護者の経済負担というところに重きを置いている、先ほどの説明にもありましたが本人様への支援ではなくて重度の方を介護されている家族の方の支援が目的となっておりますので、単身の方につきましては例えばヘルパーにサービスで入っていたり、訪問看護に入っていたりということはあるのですが、家族の方が介護をしていらっしゃるというところで線引きをさせていただいたというのが今回の改正の内容です。

【会長】

違和感があって、おむつはやはり本人が使われるものなので家族を慰労する意味合いのものであれば、他の物になるではという思いがあります。介護をしている人がおむつをもらっても仕方ない、使うのは本人と私は思います。また検討していただけたらと思います。

【事務局】

この事業も検証させていただく中で次の9期の計画に検討させていただきます。

【会長】

他にご質問、ご意見がある方はいらっしゃいますか。

【委員】

家族介護手当について教えて欲しいのですが、情報発信、アピールというのは、ホームページ以外ではどこでされているのですか。

【会長】

事務局お願いします。

【事務局】

お話のありました市ホームページと民生委員さんに対して福祉の制度を網羅した冊子を作っており、「福祉と健康のしおり」に掲載していますのとケアマネジャーにも介護保険サービスを使われる前が前提になりますが周知しています。

【委員】

市広報には情報発信されていないのですね。一度もなかったような気がします。昨年度もされていないのですね。住民の方に知らせるのは、ホームページだけですね。結論を知りたいです。

【事務局】

周知は以上になります。要介護認定を受けられている方は介護サービスを使うのをそもそも目的として申請されるため、対象の方が少ないので周知がなかなか難しいです。

【委員】

2カ月ほど前に若い介護職員の方から相談を受けたんです。高齢者で認知症の方が車に乗って行方が分からなくなったので、助けてもらえないかと近所から頼まれました。結局見つかったのですが、介護保険のサービスは何も使われておらず、家族は障害者で迎えには行けないので私に依頼されてきました。何か費用の補助はないかと私も調べて、家族介護手当という名前を情報発信していただきたいというのがまず1点です。せっかく制度があっても全然このようなことが分らないです。民生委員児童委員もやっていますので、今、事務局から説明があったように冊子には令和3年度か2年度から掲載されていたように思いますが、今年度は掲載されていない。情報発信と言いますか、まず制度があるということをまず知らせて頂かないと、せっかく制度を作っているのにもったいないということです。民生委員さんにもその話を12,13人に聞いたのですが、「そんなんあるのか、全く知らんわ。」ということでした。

地域住民の私の住んでいる近くの 17、18 人に聞いたところ、全然何も知らないということで、在宅ケアマネジャーの 10 人ほどに聞いたのですが、3 人は名前だけぼんやり知っているが内容はよく分からない、7 人の方は制度があることは知っているが、地域住民やケアマネジャー同士や介護職員さんとも話したことがないということなんです。広報やホームページを調べて、介護保険課にも連絡させていただきました。その時私も家族介護手当という名称を知りませんでしたので、問い合わせたいことを説明して教えてもらいました。まず知らせていただくということと、もう一つは内容ですが、このまま来期も継続される予定なのですね。介護度が 4、5 の人で介護保険サービスを使われていなくて住民税非課税の人に対して 12 万円給付しますというのは、次期も継続で実施されるということですか。

【事務局】

9 期の計画策定をさせていただく中で、全ての制度は検証させていただくことになります。介護手当は要介護認定を受けられているけどもサービスを使われていない方というきまりがあります。介護保険は認定を受けていただいて、できるだけその方に合ったサービスをご利用いただく中で負担軽減を図るということです。実際にサービスを使っていられっしゃる方、ケアマネジャーが担当されている方がご存知かというところがあります。ただ、先ほどお話がありましたように該当者がいられっしゃることが考えられますので、周知につきましては参考にさせていただきたいと思います。

【委員】

周知ですが、市広報に半年に 1 回くらいは掲載していただきことは割と簡単ではないかと思うのですが、検討していただきたいです。内容の話で近隣の保険者、朝来市、丹波篠山市、多可町、福知山市、西脇市の状況を調べたんです。西脇市は全く同じ、朝来市や丹波篠山市はこのような制度はありません。多可町は内容は同じで 10 万円です。福知山市ですが、驚いたのですが、内容が違うのです。介護保険サービスを利用されていても家族で頑張っている人に半年につき 3 万円を給付しています。福知山市は 28 の居宅介護支援事業所がありますが、半年につき常に申請書と説明書を居宅介護支援事業所へ送付する処理を徹底しており、内容は介護保険を利用されていても 3 カ月以上の入院とか施設入所以外は審査して、該当だったら振り込みますよという制度なんです。財政基盤の差、丹波市とは 1 万人以上の人口の違いがありますが、1 年間、介護保険サービスを利用しなかった人が 1 人しかいられっしゃらないので、福知山市のような制度に是非移行していただきたいのです。割と多くの人を対象になるので、2、3 か月色々調べてそういう気持ちになったんですけど、頑張っている人に結果的に支援するとされていますが、多くの人に当たる制度の対象になるようにして欲しいです。福知山市の在宅ケアマネジャーや福知山市の担当部署の方にもお聞きしました。図書館では福知山市との連携が図られていて素晴らしいと思います。福知山市の図書館を丹波市民も利用でき、私も時々利用しています。是非ご一考いただきたいと思います。

【事務局】

他の市町の施策で羨ましいと思う制度は沢山あります。9 期計画を考える中で福知山市とは人口構成も全く異なりますし、財源確保の方法も丹波市に見合ったことを考えていかなければならないと思いますので、頂いたご意見等を一旦預らせていただいて、9 期計画の策定の際に検討させていただきます。

【委員】

是非、制度がありますよと言う通知だけは早急にお願いできればと思います。
あることが分からなければ使いようがありませんので。使いたいと思う方がいらっしゃるかもしれませんので。

【会長】

他によろしいでしょうか。

では、事務局は委員の皆さまからいただいたご意見を今後の運営の検討材料として高齢者のための介護保険事業を進めていってくださるようお願いします。

では、事務局からその他について、説明をお願いします。

5. その他

【事務局】

その他でございますが、3回目の運営協議会の開催日につきまして、日付を入れていませんのは先ほど説明をさせていただきましたように基礎調査の結果を速報としてお示ししたいと考えておりまして、予定では(来年)2月末には集計させていただくのですが、協議会で公表できる時期が不透明ですので、今回は日付を入れていません。ただ、3月ですので中旬までには開催したいと考えておりますが、できましたら3週目の16日(木)または23日(木)のいずれかで調整していただければと思いますが、いかがでしょうか。

【委員】

できましたら、23日の方がありがたいです。

【委員】

私もです。

【事務局】

23日の方が良いというご意見をいただいておりますが、他の委員さんはいかがでしょう。

(意見がないことを確認したうえで)先のことで、まだ予定がはっきりされていない方もいらっしゃると思いますが、3月23日の木曜日、午後2時から予定をいただきたいと思います。会場はこちらです。よろしくお願いします。

6. 閉会

【会長】

では、本日は皆さんお疲れ様でした。これにて閉会をしたいと思います。